

平成29年 5月11日

平成29年第2回春日井市議会臨時会 附属資料

目 次

I	条例案の要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	平成28年度補正予算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3

I 条例案の要旨

第38号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- 1 地方税法の一部改正（平成29年法律第2号。平成29年4月1日等施行）に伴い、上場株式等に係る配当所得等について、申告書の記載事項等を勘案し、個人の市民税に係る課税方式を決定することとするもの
（第31条、第32条の9、附則第16条の3、附則18条の5、附則18条の6関係）
- 2 法人税法の一部改正（平成29年法律第4号。平成29年4月1日等施行）に伴い、規定を整備するもの（第45条関係）
- 3 施行日 平成29年4月1日

第39号議案

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正（平成29年政令第57号。平成29年4月1日施行）に伴い、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合の損害補償に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改定するもの
（第5条関係）

扶養親族の区分	改正前	改正後
配偶者	433円	333円
子	217円	267円
配偶者がない場合 （扶養親族のうち1人に限る。）	367円	333円
孫、父母、祖父母、弟妹及び重度心身障害者	217円	
配偶者がない場合 （扶養親族のうち1人に限る。）	367円	—
配偶者及び扶養親族に係る子が ない場合 （扶養親族のうち1人に限る。）	—	300円

注：子、孫及び弟妹は、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を、父母及び祖父母は、60歳以上の者をいう。

- 2 施行日 平成29年4月1日

第40号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- 1 地方税法施行令の一部改正（平成29年政令第118号。平成29年4月1日等施行）に伴い、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割減額及び2割減額の対象となる所得の基準を次のとおり改めるもの（第21条関係）
 - (1) 5割減額 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度に移行することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき270,000円（改正前 265,000円）を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
 - (2) 2割減額 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000円（改正前 480,000円）を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
- 2 施行日 平成29年4月1日

Ⅱ 平成28年度補正予算の概要

専 決 処 分 (3月28日付)

(単位：千円)

会 計 名	内 容 等	金 額
介 護 保 険 事 業	1 介護給付費準備基金積立金	△ 800
	2 諸支出金 過誤納還付金	800